
ジャーナリズム史Ⅱ 2011

第11回

昭和40年代 放送メディアの台頭
ジャーナリズムの変質
戦後ジャーナリズム事件史[2]

放送メディアの台頭と批判

- 高度経済成長とTV・メディアの発達
- ベトナム報道、テレビの脱政治化
- 毎日の経営危機
- 新聞ジャーナリズムの衰退
- ジャーナリズム批判が巻き起こる
- (犯罪)事件報道: 書く立場、書かれる立場
- 捏造や誤報
- 機構、記者クラブ

ジャーナリズムへの介入

- 権力的介入
 - 政府・行政・自治体
- 直接的要因
 - (何らかの圧力を受けて)スポンサーサイド
 - グループ企業と関連
 - 差別用語、禁止用語のカット：映画
- 昭和天皇の容態：1988年9月以降

放送中止事件：1953~2005

- 1962(S37):ひとりっ子(RKB毎日-TBS)
- 1965(S40):ベトナム海兵大隊戦記(NTV)
 - 残酷、事実に反する⇔戦争の狂気、悲惨さ、実態を知らせる
- 1966(S41):若者たち
 - 朝鮮人差別

放送中止は何を意味するか-1

- 1953年～60年代：TVジャーナリズムの模索期
 - 露骨な介入：政治家、スポンサー
 - 安保闘争(60)/自衛隊問題、ベトナム戦争
- 1970年代：視聴率競争の激化、脱放送化、外注
 - ジャーナリズム機関としての社会的責任の放棄
 - 報道よりも娯楽化、ひも付き番組、持込番組の増加
- 1980年代：操作へ；視聴率第一主義へ傾斜
 - NHKの商業化・民放の性番組編成傾向
 - 報道の情報番組化：インフォテイメント

放送中止は何を意味するか-2

- 1990年代以降
 - 皆様のNHK？ 政府のNHK？
 - やらせ打ち切り:
 - 03年:終わらない戦争
 - 05年:問われる戦時性暴力
- メディア総合研究所『放送中止事件50年』(花伝社、2005)

放送法:1950

- 日本放送協会:NHK
 - 放送大学学園
 - 一般放送事業者:民間放送(民放)
 - 受託放送事業者:国際放送
 - 委託放送事業者
- 放送法—電波法—電波監理委員会設置法
(1952廃止)

放送法－1

- (目的)
- 第1条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を**公共の福祉**に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。
 - 1. 放送が**国民に最大限に普及されて**、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 2. 放送の**不偏不党、真実及び自律を保障すること**によつて、**放送による表現の自由を確保すること**。
 - 3. 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、**放送が健全な民主主義の発達に資する**ようにすること。

放送法一2：放送番組の編集等に関する通則

- (放送番組編成の自由)
- **第3条** 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、**何人からも干渉され、又は規律されることがない。**
- (国内放送の放送番組の編集等)
- **第3条の2** 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。
 - 1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 2. 政治的に公平であること。
 - 3. 報道は事実をまげないですること。
 - 4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。